

「赤字」:法令・ガイドラインに基づく
「青字」:建設業界としての申し合わせ

「フルハーネス型」
「胴ベルト型」で差し支えない

2019年1月1日
(一社)日本建設業連合会
建設労働安全研究会

作業時の状況	ケースA1 ※特別教育対象(胴ベルトの都合を除く)	ケースA2	ケースB	ケースC	ケースD1	ケースD2	ケースE ※特別教育対象
墜落のおそれあり	作業床を設けることが困難な箇所があるが、囲い・手すり等を設けることが著しく困難なとき ※ 安衛則519条2項	作業床はありますが、囲い・手すり等を設けることが著しく困難なとき ※ 安衛則519条2項	作業床を設けることが困難な箇所又は作業床があるが、囲い・手すり等を設けることが著しく困難な箇所への通行・昇降のとき ※ 通路に墜落防止措置が講じられている場合	作業床があり、囲い・手すり等を設けている箇所で行う作業 作業床があり、囲い・手すり等を設けている箇所への通行・昇降のとき ① 手すり等がある場所で行う作業(配筋、電気、設備工事等) ② 手すり、中栈がある階段を使用する昇降	ブーム式高所作業車を用いて作業を行うとき ※ 構造規格に基づき作業床には囲い等が設けられているが、作業床は不安定であり、法的に安全帯の使用義務が課せられている ※ 安衛則194条の22	垂直昇降式高所作業車を用いて作業を行うとき	墜落のおそれあり
作業時の高さ	※ 安衛則518条2項	※ 安衛則519条2項					
作業例	① 鉄骨の取付作業 ② 山留めの切梁取付作業 ③ 車管抱き足場組立作業	① 外壁の取付作業 ② 作業床端部への手すりの取付作業	① タラップ、はしごを使用する昇降(安全フック等を使用) ② 手すり、中栈がある階段を使用する昇降				
6.75m	(1)ア 「フルハーネス型」 [法的に使用義務あり]	(1)イ 「フルハーネス型」 [法的に使用義務あり]	(1)ウ 「フルハーネス型」 [法的に使用不要]	(3)ア・ウ 「胴ベルト型」で差し支えない [法的に使用不要]	(1)エ 「フルハーネス型」 [法的に使用義務あり]	(2)エ 「胴ベルト型」で差し支えない [法的に使用不要]	(1)オ 「フルハーネス型」 [法的に使用義務あり]
5m	(1)ア 「フルハーネス型」 [法的に使用義務はあるが胴ベルト型でも可] ガイドラインではフルハーネス型	(1)イ 「フルハーネス型」 [法的に使用義務はあるが胴ベルト型でも可] ガイドラインではフルハーネス型	(1)ウ 「フルハーネス型」 [法的に使用不要]	(3)ア・ウ 「胴ベルト型」で差し支えない [法的に使用不要]	(1)エ 「フルハーネス型」 [法的に使用義務はあるが胴ベルト型でも可] ガイドラインではフルハーネス型	(2)エ 「胴ベルト型」で差し支えない [法的に使用不要]	(1)オ 「フルハーネス型」 [法的に使用義務はあるが胴ベルト型でも可] ガイドラインではフルハーネス型
2m	(2)ア 「胴ベルト型」で差し支えない [法的に使用義務はあるが胴ベルト型でも可]	(2)イ 「胴ベルト型」で差し支えない [法的に使用義務はあるが胴ベルト型でも可]	(2)ウ 「胴ベルト型」で差し支えない [法的に使用不要]				
備考	※ ケースA1、A2及びBの場合で、高さが5mを超える箇所と5m以下の箇所を行き来する場合には、着用している安全帯をその都度交換することは実際的ではないことを十分考慮する必要があります。 ※ 高さが5m以下の箇所で行う場合には、万一墜落した場合に被災者が地面に到達するおそれを生じさせないよう、高い位置に設置するための、ロック機能付き巻き取り式ランヤードを備えた安全帯を選定したり、安全帯の取付設備を出来るだけ高い位置に設置する等の措置を講じる必要があります。						

※ 特別教育対象外の作業においても「フルハーネス型」安全帯の適切な使用方法を学んでもらうために特別教育を受講することを推奨します。

出典:日建連「建設工事における“墜落制止用器具(通称「安全帯」)」に係る『活用指針』」抜粋

ストップ・ザ・つらいらく!

～墜落・転落災害防止のポイント～



安全帯は着用するだけでなく、
確実に使用しましょう

必ず新規格の安全帯を
使用しましょう

がキツ!
忘れずに
使おうネ!

安全帯使って
墜落ストップ!!

令和5年度 強調期間
6・10・12・3月

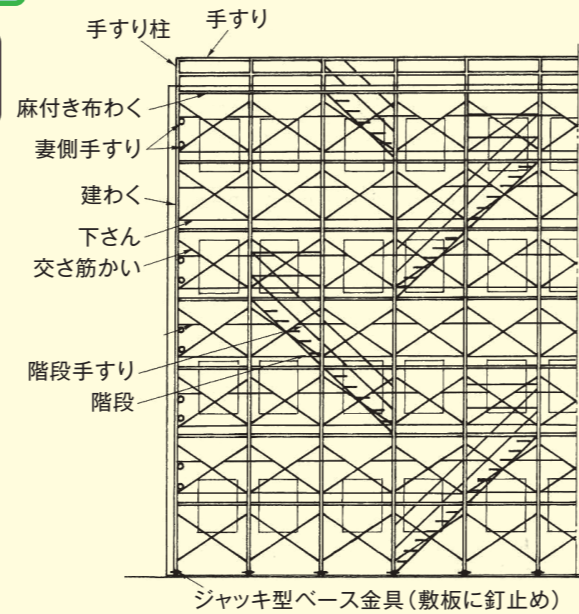


建災防大阪キャラクター
ケンさん

足場等の組立て・解体時の安全作業

足場の組立て等の作業に係る業務に従事する場合は、足場の組立て等特別教育を受講して下さい。また、2m以上の作業床の設置が困難な場所で、フルハーネス型安全帯を使用する場合は、フルハーネス型安全帯使用作業特別教育を受けている必要があります。

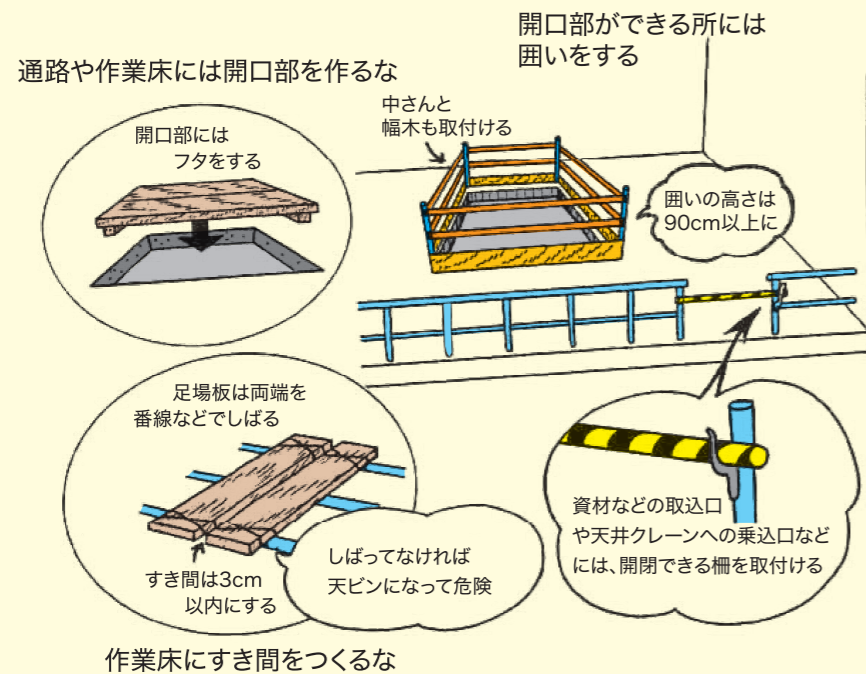
- 1 足場の組立て等の作業は、足場の組立て等作業主任者のもとで、足場の組立て等特別教育を受けた者が行いましょう。
- 2 足場上での作業では、必ず親綱を先行して張り二丁掛けのフルハーネス型安全帯を使用しましょう。また、手すり先行工法を採用しましょう。
※旧規格の安全帯は使用することができません。2019年2月1日に施行された新規格の基準を満たす安全帯を使いましょう。
- 3 足場上には不要な資材は置かず、通路を確保しましょう。
- 4 組み立て時は、昇降階段を先行して取り付けて昇降しましょう。また、解体時は、出来るだけ昇降設備は後に解体しましょう。
- 5 作業場所は、上下作業を禁止し、下部は、立ち入り禁止措置を確実に行いましょう。
- 6 材料の荷揚げ・荷下ろしには、介しゃくロープを使用し、合図者を配置しましょう。



開口部の安全作業

労働安全衛生規則第519条

- 1 高さが2m以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等を設けなければならない。
- 2 前項の規定により囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等取りはずすときは、防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

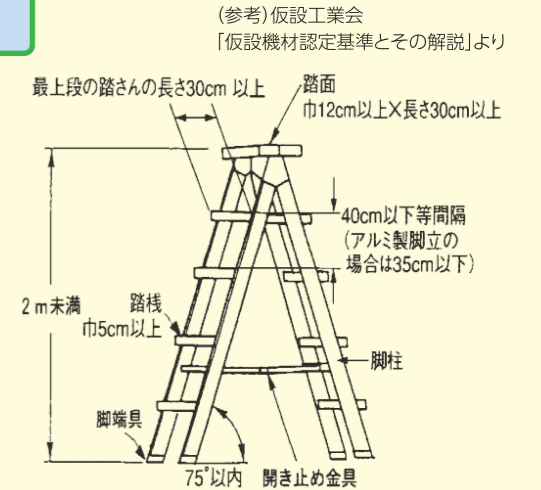


法令用語としては「墜落制止用器具」ですが、このリーフレットでは従来の呼称である「安全帯」を使用しています。

脚立および可搬式作業台使用時の安全作業

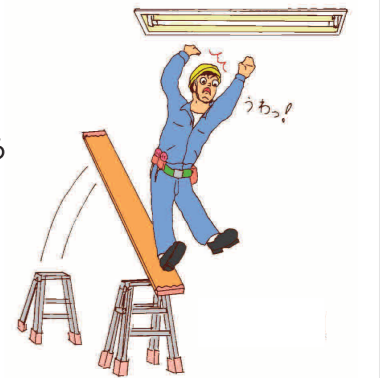
脚立(労働安全衛生規則第528条)

- 1 丈夫な構造とすること。
- 2 材料は、著しい損傷、腐食等がないものとする。
- 3 脚と水平面との角度を75度以下、かつ、折りたたみ式のもの は脚と水平面との角度を確実に保つ金具等を備えること。
- 4 踏み面は、作業を安全に行うため必要な面積を有すること。

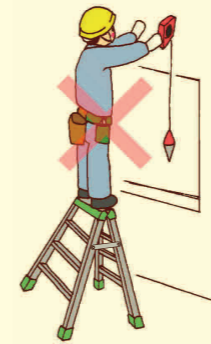


脚立の災害防止のための留意事項

- (1) 天板上で作業をしない
- (2) 脚立上で力作業、反動を伴う作業は行わない
- (3) 高さ2m以上の脚立は使用しない(不安定になり危険)
- (4) 脚立と足場板を併用する場合は、足場板を3点支持とし、ゴムバンド等で固定する
- (5) 脚部支持地盤・床版の確認(めりこみ、スリーブ穴)
- (6) 脚部支持端具(ゴムキャップ)の確認(外れてガタつかないか、予備はあるか)
- (7) 手に物を持って昇降しない
- (8) 支柱を両手でつかんで昇降し、踏みさんに背を向けて降りない
- (9) 長靴、地下足袋等の靴底に泥や水、油の付着はないか確認する
- (10) 脚立の法規を守る



脚立天板作業は禁止です。



靴底が濡れるとよく滑ります!



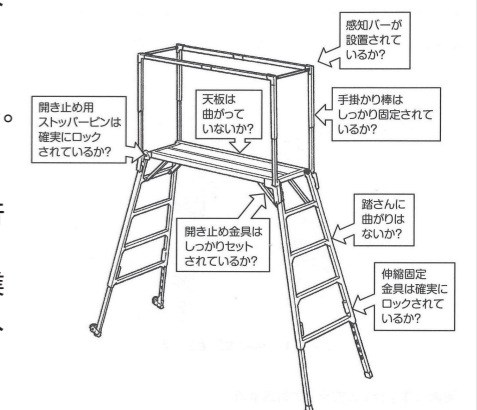
間隔が広すぎます!



～建設現場の災害事例と安全作業のイラスト集～
工事安全イラスト都島工房より

可搬式作業台の災害防止のための留意事項

- (1) 作業開始前に、支柱、手掛かり棒、開き止め金具などの固定状態などを点検する。(右図参照) 異常のあるときは、職長等に報告し、交換及び補修するまで使用しない。
- (2) 滑りやすい場所や軟弱な地盤などでは使用しない。
- (3) 天板(作業床)にはできるだけ工具・資機材などを乗せないようにする。天板上の積載荷重は150kg以下とする。
- (4) 天板上での作業は1人を原則とする。
- (5) 天板から身を乗り出したり、補助手すりや手掛かり棒に体重をかける行為はしない。
- (6) 出入口のドアの開閉、通行に影響を及ぼす箇所に設置した場合、作業中の物の落下に対しては、誘導員や監視員を配置するか、周辺は立入禁止にする。
- (7) 天板上では、脚立、はしごなどを使用しない。
- (8) 天板上に工具、資機材、人を乗せたまま、移動させたり高さ調整をしない。
- (9) 昇降面に背を向けたり、物を手に持った状態で昇降しない。
- (10) 踏棧の上では作業しない。



建災防「足場の組立て等作業従事者必携」より